

新型コロナウイルス感染症患者の療養期間等の見直しについて

資料 5 - 2

令和4年9月7日付国事務連絡に基づき同日より適用

- ◆ 有症状患者の療養期間は、10日間から7日間へ
- ◆ 発症後7日間経過時点で入院している者（以下、「入院患者等」という。）は、従来から変更なし
- ◆ 無症状患者は、検体採取日から5日目の検査キットで陰性を確認した場合には、6日目に解除可能
- ◆ 有症状患者で症状軽快から24時間経過後または無症状患者の場合、感染予防行動を徹底し、最小限の外出可能

